

# 松本市町会連合会個人情報取扱要綱

## (目的)

第1条 この取扱要綱は、松本市町会連合会(以下「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取扱いに関する事項を定めることにより、本会の円滑な運営と個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (周知)

第3条 本会は、この取扱要綱を、総会資料等により、少なくとも毎年1回は町会長に周知するものとする。

## (個人情報の取得)

第4条 本会は、会長が町会長等報告書を、町会長又は町会長になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が町会長から取得する個人情報は、住所、氏名、電話番号、緊急時連絡先、町会役員就任歴、その他の事項で町会長が同意する事項とする。

## (利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 町会長名簿の作成等、会員相互の連絡調整
- (2) 市や加盟団体への協力
- (3) 会費請求、管理、その他文書の送付など
- (4) 表彰等の対象者の把握
- (5) 災害等の緊急時における支援活動
- (6) 転入者等への町会案内

## (管理)

第6条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員及び事務員が保管するものとし、適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (提供)

第7条 個人情報は、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。ただし、次に掲げる場合は、三役会の承認を得て提供するものとする。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

## 附則

### (施行期日)

1 この取扱要綱は、平成29年5月30日から施行する。